

# 第 94 回定時株主総会

## ウェブサイト掲載事項

2018 年度

（2018 年 4 月 1 日から  
2019 年 3 月 31 日まで）

### ■ 事業報告

「会社の新株予約権に関する事項」  
「業務の適正を確保するための体制」

### ■ 連結計算書類

「連結持分変動計算書」  
「（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書」  
「連結注記表」

### ■ 計算書類

「株主資本等変動計算書」  
「個別注記表」

## 三菱重工業株式会社

法令及び当社定款第 16 条に基づき、当社ウェブサイト  
(<https://www.mhi.com/jp/finance/stock/meeting/>)  
に掲載することにより、株主の皆様提供しているものであります。

## 会社の新株予約権に関する事項

当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権の概要等

名称 (発行決議日)	各新株予約権の目的となる株式の種類及び数	各新株予約権の発行価額	各新株予約権の行使価額	新株予約権の行使期間	監査等委員でない取締役の新株予約権の保有状況
第4回新株予約権 (2006年7月31日)	当社普通株式 100株	412,000円	1,000円	2006年8月18日から 2036年6月28日まで	46個 (2名)
第5回新株予約権 (2007年7月31日)	当社普通株式 100株	793,000円	1,000円	2007年8月17日から 2037年8月16日まで	33個 (2名)
第6回新株予約権 (2008年7月31日)	当社普通株式 100株	410,000円	1,000円	2008年8月19日から 2038年8月18日まで	94個 (2名)
第8回新株予約権 (2009年7月31日)	当社普通株式 100株	295,000円	1,000円	2009年8月18日から 2039年8月17日まで	130個 (2名)
第9回新株予約権 (2010年7月30日)	当社普通株式 100株	268,000円	1,000円	2010年8月18日から 2040年8月17日まで	143個 (2名)
第10回新株予約権 (2011年11月30日)	当社普通株式 100株	270,000円	1,000円	2011年12月16日から 2041年12月15日まで	164個 (2名)
第11回新株予約権 (2012年7月31日)	当社普通株式 100株	225,000円	1,000円	2012年8月17日から 2042年8月16日まで	196個 (2名)
第12回新株予約権 (2013年7月31日)	当社普通株式 100株	435,000円	1,000円	2013年8月20日から 2043年8月19日まで	122個 (2名)
第15回新株予約権 (2014年7月31日)	当社普通株式 100株	564,000円	1,000円	2014年8月19日から 2044年8月18日まで	194個 (3名)

(注) 1. 当社は、社外取締役及び監査等委員である取締役には新株予約権を付与していません。

2. 各新株予約権の発行価額は、発行決議日時点の公正価値（ブラック・ショールズ・モデルに基づき算出）相当額であります。

## 業務の適正を確保するための体制

### 業務の適正を確保するための体制の整備についての取締役会決議の内容

当社は、法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議し、公正で健全な経営の推進に努めております。この決議の内容は、以下のとおりであります。

1. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項  
監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会室を設置して専属のスタッフを配置する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
2. 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会室のスタッフは同室の専属として監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、また人事異動・考課等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保する。
3. 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - (1) 当社の取締役等は、グループ会社に関する事項も含めて監査等委員会（又は監査等委員会が選定する監査等委員。以下同じ。）への報告や情報伝達に関しての取り決めを実施するほか、定期的な意見交換などを通じて適切な意思疎通を図るとともに、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
  - (2) グループ会社の取締役等は、第 12 号に定める運営要領に従って監査等委員会への報告や情報伝達を実施するほか、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
  - (3) 内部通報制度の所掌部門は、内部通報により通報された内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容を監査等委員会に報告するものとする。
4. 前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
内部通報制度により通報した者に対して、通報を理由としたいかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨社規に定め、その旨を周知し適切に運用するものとする。
5. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の支弁に充てるため、毎年度、監査等委員会からの申請に基づき一定額の予算を確保するとともに、監査等委員からその他の費用の請求があった場合には会社法第 399 条の 2 第 4 項に基づき適切に処理する。

6. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が行う、社内関係部門及び会計監査人等との意思疎通、情報の収集や調査に対しては、実効的な監査の実施を確保するために留意する。

7. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし、取締役は自ら率先してその実現に努める。
- (2) 取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督する。また、社外役員の意見を得て監督の客観性と有効性を高める。

8. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書管理の基本的事項を社規に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存・管理する。
- (2) 上記の情報は、取締役（監査等委員を含む）が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときは、いつでも閲覧できるものとする。

9. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクを適切に管理するため、リスクの類型に応じた管理体制を整備し、管理責任の明確化を図るものとする。
- (2) リスクを定期的に評価・分析し、必要な回避策又は低減策を講じるとともに、内部監査によりその実効性と妥当性を監査し、定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告するものとする。
- (3) 重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保し、また各事業部門に危機管理責任者を配置する。

10. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会で事業計画を策定して、全社的な経営方針・経営目標を設定し、社長を中心とする業務執行体制で目標の達成に当たる。
- (2) 経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌及び指揮命令系統等を社規に定める。

11. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス委員会をはじめとした組織体制を整備し、社員行動指針の制定や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。
- (2) 内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するほか、コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告する。

## 12. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社社長が経営責任を担い独立企業として自主運営を行うとともに、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行い連結業績向上に資するよう、当社とグループ会社間の管理責任体制や、グループ会社から当社へ伺出又は報告すべき事項を含む運営要領を定め、グループ会社を支援・指導する。
- (2) 当社グループ全体として業務の適正を確保し、かつグループ全体における各種リスクを適切に管理するため、コンプライアンスやリスク管理に関する諸施策はグループ会社も含めて推進し、各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社の管理責任部門がその状況を監査する。
- (3) 当社及び当社グループ会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために必要な組織、規則等を整備する。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### 1. 監査等委員会による監査の実効性確保に関する取組み

- ・ 監査等委員会の監査業務等を補助するため、社内規程に基づき監査等委員会室を設置し、専属のスタッフを配置しております。また、同規程において、専属のスタッフについて執行部門からの独立性を確保する旨の規定を設けております。
- ・ 監査等委員会からの申請に基づき、監査活動に必要な予算を適切に確保するとともに、費用等の支払いを行っております。
- ・ 常勤の監査等委員からあらかじめ要請を受けた重要会議への出席機会や文書の提供について、適切に対応しているほか、監査等の観点から重要な案件については、常勤の監査等委員又は監査等委員会に対して個別に報告を実施しております。
- ・ 常勤の監査等委員との間では業務執行部門幹部及び内部監査部門が定期的に情報共有を行っているほか、監査等委員会は、定期的に会計監査人との意見交換を行っております。
- ・ 内部通報制度により通報を受けた内容等については、その全件について、常勤の監査等委員に対して報告を行っております。また、内部通報者について、通報を理由とした不利益な取扱いを禁ずる旨を明記した社内規程を定め、これを周知・徹底しております。

### 2. 取締役及び使用人の職務執行における法令等の遵守、意思決定プロセスの適正性確保に関する取組み

- ・ コンプライアンスに関する取組みとして、国内外を問わず当社グループの全ての役員・社員を対象とした「三菱重工

グループ「グローバル行動基準」を制定するとともに、コンプライアンス委員会の定期的な開催、各種社内規程の整備、法令遵守推進教育の実施、各部門の課題を踏まえた内部監査の実施等に努めております。

- ・当事業年度においては取締役会を14回開催し、各議事に対し審議を尽くしているほか、社外取締役と取締役社長のみを構成員とする「役員指名・報酬諮問会議」や、社外取締役のみによる会合を開催し、企業統治に関する事項を中心に社外取締役の意見を広く聴取するなど、当社経営の健全性・透明性を高める取組みを実施しております。

### 3. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する取組み

- ・取締役会議事録をはじめとする取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき適切に記録の上、取締役の求めに応じて常時閲覧できるよう管理しております。また、情報漏えいや消失等を防ぐために適切な措置を講じており、定期的に当該措置に係る点検を行っております。

### 4. 損失の危険の管理に関する取組み

- ・戦略的事業評価制度に基づくポートフォリオマネジメントにより、各事業に見合った経営資源の配分等を行っております。
- ・事業に係るリスク管理を担う専門的組織にて、受注商談等に関する入口審議やモニタリングを行うとともに、顕在化した重大リスクを担当し、事案解決のため関係部門と協力して適切に対応を行っております。
- ・事業リスクマネジメントの体制・プロセス等を規定する規則に基づき事業リスクマネジメント委員会を開催し、事業リスクマネジメントのフレームワークや強化施策の進捗状況等について確認・議論を行っております。

### 5. 取締役の職務執行における効率性確保に関する取組み

- ・取締役会において全社的な経営方針・経営目標である事業計画を策定し、取締役社長以下の業務執行体制が当該計画に掲げられた目標の達成に努めるとともに、その進捗状況については定期的に取締役会において報告を行っております。なお、当事業年度においては、取締役会にて2018事業計画及びグローバル・グループ経営に関する議論を行っております。
- ・定款の規定に基づき重要な業務執行の決定の一部を取締役社長に委任するとともに、取締役会で審議すべき事項に関する基準を取締役会規則において定め、取締役の職務執行の効率性・機動性の向上を図っております。

### 6. 企業集団における業務の適正性確保に関する取組み

- ・グループ会社の管理責任体制等について社内規程を定め、グループ会社における経営上の重要事項について報告を受けております。
- ・前記の「2. 取締役及び使用人の職務執行における法令等の遵守、意思決定プロセスの適正性確保に関する取組み」及び「4. 損失の危険の管理に関する取組み」については、各グループ会社においても概ね同様の内容を実施しております。また、各グループ会社においても内部監査を行い、当社の内部監査部門がその実施状況を確認しております。

以上

連結持分変動計算書

2018年4月1日から2019年3月31日まで

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					合計	非支配 持分	資本 合計
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本 の構成要素			
2018年4月1日残高	265,608	185,937	△ 4,081	830,057	118,015	1,395,537	298,327	1,693,865
当期利益				101,354		101,354	27,116	128,471
その他の包括利益					△ 24,729	△ 24,729	△ 524	△ 25,254
当期包括利益合計				101,354	△ 24,729	76,624	26,592	103,216
利益剰余金への振替				△ 3,712	3,712	-		-
自己株式の取得			△ 2,116			△ 2,116		△ 2,116
自己株式の処分		22	1			24		24
配当金				△ 41,974		△ 41,974	△ 6,348	△ 48,323
その他		△ 657	623	2,816		2,782	△ 628	2,154
所有者との取引額合計	-	△ 635	△ 1,491	△ 39,157	-	△ 41,284	△ 6,976	△ 48,261
2019年3月31日残高	265,608	185,302	△ 5,572	888,541	96,998	1,430,878	317,943	1,748,821

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 2018年4月1日から2019年3月31日まで

(単位：百万円)

	当年度	前年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	182,624	39,232
減価償却費、償却費及び減損損失	198,761	279,151
金融収益及び金融費用	5,824	7,286
持分法による投資損益（△は益）	△ 10,937	△ 2,670
有形固定資産及び無形資産売却損益（△は益）	△ 41,218	△ 1,693
有形固定資産及び無形資産除却損	6,519	7,022
営業債権の増減額（△は増加）	34,863	△ 9,135
契約資産の増減額（△は増加）	115,185	4,066
棚卸資産及び前渡金の増減額（△は増加）	17,229	99,260
営業債務の増減額（△は減少）	51,014	64,385
契約負債の増減額（△は減少）	△ 33,589	79,649
引当金の増減額（△は減少）	46,578	△ 48,302
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	2,162	11,033
南アフリカプロジェクトに係る補償資産の増減額(△は増加)	△ 110,615	△ 40,410
その他	△ 15,480	△ 57,778
小計	448,924	431,098
利息の受取額	5,149	4,032
配当金の受取額	15,232	17,438
利息の支払額	△ 6,664	△ 8,456
法人所得税の支払額	△ 57,718	△ 38,360
営業活動によるキャッシュ・フロー	404,924	405,752
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産及び無形資産の取得による支出	△ 224,263	△ 267,103
有形固定資産及び無形資産の売却による収入	43,509	8,231
投資(持分法で会計処理される投資を含む)の取得による支出	△ 8,547	△ 105,442
投資(持分法で会計処理される投資を含む)の売却及び償還による収入	26,975	114,089
貸付けによる支出	△ 5,088	△ 1,993
貸付金の回収による収入	3,167	15,898
その他	2,377	△ 1,872
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 161,869	△ 238,193
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金等の純増減額（△は減少）	△ 60,613	25,446
長期借入れによる収入	7,039	3,859
長期借入金の返済による支出	△ 68,439	△ 96,841
社債の発行による収入	-	20,000
社債の償還による支出	△ 30,000	△ 60,000
非支配持分からの払込による収入	1,749	519
親会社の所有者への配当金の支払額	△ 41,888	△ 40,206
非支配持分への配当金の支払額	△ 7,781	△ 6,128
債権流動化による収入	169,271	209,031
債権流動化の返済による支出	△ 218,519	△ 166,146
その他	△ 6,394	△ 1,868
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 255,577	△ 112,334
現金及び現金同等物に係る為替変動の影響額	△ 3,478	1,607
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△ 16,001	56,832
現金及び現金同等物の期首残高	299,237	242,404
現金及び現金同等物の期末残高	283,235	299,237



## 連 結 注 記 表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその連結子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、当連結会計年度から会社計算規則第 120 条第 1 項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成している。なお、同項後段の規定により、IFRS で求められる開示項目の一部を省略している。

#### 2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 235 社

主要な連結子会社 「事業報告」の「9.重要な子会社の状況」に記載のとおり

#### 3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社 34 社

主要な持分法適用会社 新菱冷熱工業株式会社、Framatome S.A.S.、  
MHI Vestas Offshore Wind A/S

なお、当社グループは三菱マヒンドラ農機株式会社の議決権の 50%超を保有しているが、優先株式を含めた出資比率及び株主間協定の内容を踏まえ、持分法適用の関連会社としている。

また、Framatome S.A.S.については、当社グループの議決権保有率が 20%未満であるものの、同社の役員構成などから、当社グループの重要な影響力が認められると判断し、持分法適用の関連会社としている。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1)金融商品

金融商品は、当社グループが金融商品の契約当事者となった日に認識している。なお、通常の方法で購入した金融資産は取引日において認識している。

##### ①非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産のうち、負債性金融商品については、すべて以下の要件を満たすため償却原価で測定している。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識後、実効金利法を適用した償却原価により測定している。

資本性金融商品については公正価値で測定している。

非デリバティブ金融資産は、当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定する場合を除き、公正価値に取引費用を加算した額で測定している。ただし、重要な金融要素を含まない営業債権は取引価格で当初測定している。

公正価値で測定する金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するという取消不能の指定を行うかを決定している。

当初認識時において、FVTOCI の金融資産（Fair Value Through Other

Comprehensive Income（その他の包括利益を通じて公正価値で測定する）金融資産）に指定した資産については、当初認識後の公正価値の変動額をその他の包括利益として認識している。FVTOCI の金融資産の認識を中止した場合、又は公正価値が著しく下落した場合には、その他の資本の構成要素に累積された金額を利益剰余金に振り替えている。FVTOCI の金融資産からの配当金は原則として、純損益として認識している。

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、金融資産を譲渡し、かつ、当該金融資産の所有にかかるリスクと経済価値を実質的にすべて移転している場合に、当該金融資産の認識を中止している。

#### ②非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債は、償却原価で測定される金融負債に分類している。償却原価で測定される金融負債は、当初認識時に、公正価値から取引費用を控除した額で測定している。

当初認識後は、実効金利法を適用した償却原価により測定している。

非デリバティブ金融負債の契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった場合、非デリバティブ金融負債の認識を中止している。

#### ③デリバティブ取引及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスク及び金利リスクをヘッジする目的で、為替予約、通貨スワップ契約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用している。

デリバティブ取引は、契約が締結された日の公正価値で当初認識し、関連する取引費用は発生時に費用として認識している。当初認識後は、公正価値で測定し、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定する場合を除き、公正価値の変動額を純損益として認識している。

ヘッジ会計の適用に当たっては、ヘッジ開始時に、ヘッジ関係、リスク管理目的及び戦略について、公式に指定並びに文書化を行っている。当該文書には、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジするリスクの性質、及びヘッジの有効性を判定する方法が記載されており、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価している。

当社グループでは、ヘッジ会計の要件を満たす為替及び金利関連のデリバティブ取引についてキャッシュ・フロー・ヘッジを適用している。

キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ手段として指定したデリバティブ取引の公正価値の変動額のうち、有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに純損益として認識している。

なお、通貨スワップ契約にキャッシュ・フロー・ヘッジを適用する場合には、通貨ベース・スプレッドを除く部分をヘッジ手段として指定し、通貨ベース・スプレッド部分に関しては、公正価値の変動額を、ヘッジコストとして、その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素に認識している。

その他の資本の構成要素に累積されたキャッシュ・フロー・ヘッジは、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を及ぼす期間と同一の期間において、純損益に振り替えている。ただし、ヘッジ対象が非金融資産の取得である場合、非金融資産の当初の取得原価の修正として処理している。また、期間に関連したヘッジ対象をヘッジする目的で実施したデリバティブ取引についてヘッジコストを認識した場合には、その他の資本の構成要素に累積されたヘッジコストの累計額を、ヘッジ手段からのヘッジ調整が純損益に影響を与える可能性のある期間にわたって、規則的かつ合理的な基準で純損益に振り替えている。

なお、予定取引の発生が高いとは言えなくなった場合、ヘッジ会計を中止し、さらに発生が見込まれなくなった場合には、その他の資本の構成要素に累積された金額を純損益に振り替えている。

#### ④金融商品の減損

償却原価で測定する金融資産については、報告期間の末日ごとに、当該資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを判定している。著しく信用リスクが増加している場合には、全期間の予想信用損失と同額の損失評価引当金を認識し、著しい信用リスクの増加が認められない場合には、12 か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金を認識してい

る。

ただし、営業債権及び契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、全期間の予想信用損失と同額で損失評価引当金を認識している。

信用リスクの著しい増加を示す客観的証拠としては、債務者による支払不履行又は滞納、当社グループが債務者に対して、そのような状況でなければ実施しなかったであろう条件で行った債権の回収期限の延長、債務者又は発行企業が破産する兆候等が上げられる。なお、損失評価引当金の繰入額は、純損益で認識している。

## (2) 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い金額で測定している。原価とは購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所と状態に至るまでに発生したすべての費用を含めた金額である。正味実現可能価額とは、通常の営業過程における見積売価から、完成までの見積原価及び販売に要する見積費用を控除した金額である。

棚卸資産の評価方法は以下のとおりである。

商品及び製品・・・主として移動平均法

仕掛品・・・主として個別法

原材料及び貯蔵品・・・主として移動平均法

## (3) 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で表示している。取得原価には資産の取得に直接関連する費用及び解体、除去及び設置していた場所の原状回復費用を含めている。

土地等の償却を行わない資産を除き、有形固定資産は見積耐用年数にわたり、定額法で減価償却を行っている。

主な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりである。

建物及び構築物 2年－60年

機械装置及び運搬具 2年－20年

工具、器具及び備品 2年－20年

リース資産は、リース契約の終了時まで当社グループが所有権を取得することが確実だと考えられる場合を除き、リース期間又は耐用年数のいずれか短い期間で減価償却している。

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末において見直しを行い、必要に応じて改定している。

## (4) 無形資産

無形資産については、原価モデルを採用し、無形資産を取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示している。無形資産の償却は、見積耐用年数にわたって定額法で償却している。主な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりである。

ソフトウェア 3年－10年

企業結合で認識した技術 7年－20年

企業結合で認識した顧客関係 2年－13年

その他 3年－15年

耐用年数を確定できない無形資産については、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で表示している。

当社グループの開発活動で発生した費用は、以下のすべての条件を満たしたことを立証できる場合にのみ、資産計上している。

- ・使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図
- ・無形資産を使用又は売却できる能力
- ・無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- ・無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

なお、上記の資産計上の要件を満たさない開発費用及び研究活動に関する支出は、発生時に費用処理している。償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末において見直しを行い、必要に応じて改定している。

## (5)リース

契約上、資産の所有に伴う実質的なすべてのリスクと経済価値を借手に移転するリースは、ファイナンス・リースとして分類している。ファイナンス・リース以外のリースは、オペレーティング・リースとして分類している。

### ①貸手としてのリース

ファイナンス・リースに基づく借手からの受取額は、リースに係る純投資額を「営業債権及びその他の債権」として計上し、未獲得利益はリース期間にわたり純投資額に対して一定率で配分し、その帰属する年度に認識している。オペレーティング・リースに係る受取リース料は、リース期間にわたり均等に認識している。

### ②借手としてのリース

ファイナンス・リースに係るリース資産及びリース負債は、最低支払リース料の現在価値又はリース開始時の公正価値のいずれか小さい方の金額で当初認識している。当初認識後は、その資産に適用される会計方針に基づいて会計処理している。リース料支払額は、リース負債の残高に対して一定率で配分し、金融費用及びリース負債の減額として会計処理している。オペレーティング・リースに基づくリース料支払額は、リース期間にわたり定額法により費用として計上している。

## (6)非金融資産の減損

有形固定資産及び無形資産については、報告期間の末日に減損の兆候の有無を判定している。減損の兆候がある場合には、当該資産の回収可能価額を見積り、減損テストを行っている。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、年に一度定期的に減損テストを行うほか、減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを行っている。

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額としている。使用価値は、資産又は資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値として算定している。資金生成単位は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の識別可能な資産グループであり、個別の資産について回収可能価額の見積りが不可能な場合に、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定している。資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、資産又は資金生成単位の帳簿価額を回収可能価額まで減額している。

また、のれんを除く減損損失を認識した非金融資産については、減損損失が戻入れとなる可能性について、報告期間の末日に再評価を行っている。

## (7)引当金

過去の事象の結果として、現在の法的債務又は推定的債務が存在し、当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、その債務の金額を信頼性をもって見積ることができる場合、引当金を認識している。その際、債務の決済までの期間が長期となると想定され、貨幣の時間価値が重要な場合には、決済時に予測される支出額の現在価値により引当金を

測定している。

また、当社グループが引当金を決済するために必要な支出の一部又は全部の補填を期待できる時には、補填の受取りがほぼ確実な場合に限り、補填は別個の資産として認識している。

なお、引当金の繰入と外部からの補填を同じ報告期間において認識した場合には、連結損益計算書においては、両者を純額で表示している。

## (8)退職後給付

当社グループは、従業員の退職後給付制度として、退職一時金及び年金制度を設けている。これらの制度は確定給付制度と確定拠出制度に大別される。それぞれの制度に係る会計方針は次のとおりである。

### ①確定給付制度

確定給付制度については、制度ごとに、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積り、確定給付制度債務の現在価値を算定する。そして当該債務の決済に用いられる制度資産の公正価値を控除した金額を確定給付負債（資産）として認識している。この計算における資産計上額は、制度からの返還又は将来掛金の減額という利用可能な将来の経済的便益の現在価値を上限としている。確定給付制度債務の現在価値は、予測単位積増方式により算定しており、割引率は将来の給付支払の見積時期に対応した連結会計年度末における優良社債の市場利回りを参照して決定している。

勤務費用及び確定給付負債（資産）の純額に係る純利息費用は純損益として認識し、確定給付負債（資産）の再測定はその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振替えている。

### ②確定拠出制度

確定拠出制度の退職給付に係る掛金は、従業員がサービスを提供した時点で費用として純損益で認識している。

## (9)企業結合

企業結合は、取得法を適用して会計処理している。取得に直接起因する取引費用は、発生時に費用として処理し、被取得企業における識別可能資産及び負債は、取得日の公正価値で認識している。

のれんは、取得日時時点で測定した被取得企業に対する取得対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として測定している。取得対価の公正価値が取得資産及び引受負債の純認識額よりも小さかった場合には、純利益として認識している。当該企業結合にあたって、当社グループから移転した企業結合の対価に、条件付対価契約から生じる資産又は負債が含まれる場合、条件付対価は、取得日の公正価値で測定され、上述の取得対価の一部として含まれる。

非支配持分の測定は、主として、被取得企業の識別可能純資産に対する非支配持分の比例割合に基づく方法（購入のれんアプローチ）を採用している。

## (10)外貨換算

外貨建取引は、取引日の為替レート又は当該レートに近似するレートで当社及び当社の子会社の機能通貨に換算している。

報告期間の末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、報告期間の末日の為替レートで換算している。

換算又は決済により生じる為替差額は純損益として認識している。ただし、FVTOCIの金融資産から生じる換算差額については、その他の包括利益として認識している。

在外営業活動体の資産及び負債については報告期間の末日の為替レート、収益及び費用については為替レートの著しい変動がない限り、期中平均為替レートをを用いて日本円に換算している。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替差額はその他の包括利益で認識している。なお、在外営業活動体の処分時には、その他の資本の構成要素に認識した累積的換算差額を純損益に振替えている。

#### (11)収益

当社グループでは、IFRS 第9号に基づく利息及び配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識している。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依りて）収益を認識する。

収益は、経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、その金額が信頼性をもって測定できる範囲において、その支払を受ける時点にかかわらず認識し、契約上の支払条件を考慮の上、税金控除後の受領した又は受領可能な対価の公正価値で測定している。

また、顧客との契約獲得のための増分コスト及び契約に直接関連する履行コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識し、その後関連する財やサービスの顧客への移転に合わせて定期的に償却している。契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものを指す。

当社グループの収益認識の要件は以下のとおりである。

##### ①製品の販売

物品の販売からの収益については、顧客が当該物品に対する支配を獲得する物品の引渡時点において主として履行義務が充足されると判断しており、通常は物品の引渡時点で認識している。物品の販売からの収益は、顧客との契約において約束した対価から、返品、値引き、割戻し及び第三者のために回収した税金等を控除した金額で測定している。

##### ②役務の提供・工事契約

契約で約束した財又はサービスに対する支配を契約期間にわたって顧客へ移転する役務の提供契約又は工事契約については、履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定することにより収益を認識している。進捗度は、履行義務の充足を描写する方法により測定しており、主に、履行義務の充足のために発生したコストが、当該履行義務の充足のための予想される総コストに占める割合に基づき見積っている。

#### (12)事業利益

連結損益計算書における「事業利益」は、当社グループの業績を継続的に比較・評価することに資する指標として表示している。「事業利益」は「売上収益」から「売上原価」、「販売費及び一般管理費」及び「その他の費用」を控除し、「持分法による投資損益」及び「その他の収益」を加えたものである。

「その他の収益」及び「その他の費用」は、受取配当金、固定資産売却損益、固定資産減損損失等から構成されている。当社グループが保有する株式及び出資金のうち、他社との協業など事業運営上の必要性から長期間にわたり継続保有するものに係る受取配当金は、事業の成果として事業利益に含めて表示している。なお、受取配当金は、当社グループの受領権が確定した時点で認識している。

#### (13)金融収益及び金融費用

「金融収益」、「金融費用」は、受取利息、支払利息、為替差損益、デリバティブ損益（その他の包括利益で認識される損益を除く）等から構成されている。受取利息、支払利息は実効金利法を

用いて発生時に認識している。

#### (14)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

### 会計上の見積りの変更に関する注記

#### 有形固定資産の減価償却方法の変更

当社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法は、従来、建物（建物附属設備を除く）以外は主として定率法を採用していたが、2018年4月1日より定額法に変更した。これは、近年の事業構造改善の取り組み等により、当社グループの有形固定資産が概ね耐用年数内で安定して稼働する状態であることを踏まえ、資産取得により生じたキャッシュ・アウトフローを耐用年数に亘って規則的に費用として配分する方法として、定額法を用いることがより適切と判断したものである。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、売上原価が15,945百万円減少し、販売費及び一般管理費が2,746百万円減少した。この結果、事業利益、税引前利益は、それぞれ18,692百万円増加している。

### 連結財政状態計算書に関する注記

#### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

借入契約の締結にあたり、担保を供している借入金の金額は当連結会計年度において1,592百万円である。担保に供している資産の内訳は次のとおりである。

担保権は、財務制限条項に抵触した場合、又は借入契約に不履行がある場合に行使される。

有形固定資産	878百万円
棚卸資産	1,231百万円
計	2,110百万円

なお、上記の他に当社グループでは資金調達的手段として債権流動化契約による営業債権等の現金化を行っている。当連結会計年度末において、認識の中止の要件を満たさず譲渡した営業債権及び契約資産の金額はそれぞれ13,816百万円、117,428百万円であり、対応して認識した債権流動化に伴う負債（社債、借入金及びその他の金融負債）の金額は、流動負債と非流動負債それぞれで99,317百万円、41,087百万円である。

#### 2. 資産から直接控除した損失評価引当金

営業債権及びその他債権	7,701百万円
その他の金融資産（流動）	649百万円
契約資産	504百万円
その他の金融資産（非流動）	17,474百万円

#### 3. 有形固定資産の減価償却累計額 2,106,746百万円

なお、上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれている。

#### 4. 保証債務

当社グループでは、主として従業員の金融機関からの借入に対して、保証を行っている。

債務保証残高は当連結会計年度末において34,249百万円である。

## 5. 偶発負債

### MRJ の納入時期変更に係る偶発負債

当社は MRJ の量産初号機の引き渡し予定時期を 2018 年半ばから 2020 年半ばに変更する旨を 2017 年 1 月に公表し、納入時期について既存顧客との協議を継続している。

今後、MRJ の納入時期の顧客との協議結果等により追加の負担が発生し、将来の財政状態及び経営成績に影響が生じる可能性がある。

## 6. 南アフリカプロジェクトに係る補償資産

当社及び株式会社日立製作所（以下「日立」という。）は、2014 年 2 月 1 日（以下「分割効力発生日」という。）に両社の火力発電システムを主体とする事業を、当社の連結子会社である三菱日立パワーシステムズ株式会社（以下「MHPS」という。）に分社型吸収分割により承継させ、事業統合を行った。

上記事業統合の一環として、南アフリカ共和国における日立の連結子会社である Hitachi Power Africa Proprietary Limited（以下「HPA」という。）等が 2007 年に受注した Medupi 及び Kusile 両火力発電所向けボイラ建設プロジェクト（以下「南ア PJ」という。）に関する資産・負債並びに顧客等との契約上の地位及びこれに基づく権利・義務を、HPA から当社の連結子会社である Mitsubishi Hitachi Power Systems Africa Proprietary Limited（以下「MHPS アフリカ」という。）が譲渡を受けた（以下「南ア資産譲渡」という。）。

南ア資産譲渡に係る契約については、当社は契約締結の時点で既に大きな損失が発生する見込みを認識し、その旨を日立に表明していた。そのため、同契約においては、分割効力発生日より前の事象に起因する偶発債務及び同日時点において既に発生済みの請求権につき日立及び HPA が責任を持ち、分割効力発生日以降の事業遂行につき MHPS 及び MHPS アフリカが責任を持つことを前提に、分割効力発生日時点で遡ったプロジェクト工程と収支見積の精緻化を行い、それに基づき最終譲渡価格を決定し、暫定価格との差額を調整する旨を合意している。

2016 年 3 月 31 日、当社は、日立に対して、上記契約に基づき、最終譲渡価格と暫定価格の差額（譲渡価格調整金等）の一部として 48,200 百万南アフリカランド（1 ランド=7.87 円換算で約 3,790 億円）を MHPS アフリカに支払うように請求した（以下「2016 年 3 月一部請求」という）。この 2016 年 3 月一部請求では、当社は、南ア資産譲渡に係る契約に従い日立及び HPA が支払義務を負う金額が 48,200 百万南アフリカランドを大幅に上回っており、追加で請求する権利を留保する旨を日立に明示的に通知していた。

また、2017 年 1 月 31 日に、当社は日立に対し上記 2016 年 3 月一部請求を含む譲渡価格調整金等として 89,700 百万南アフリカランド（1 ランド=8.51 円換算で約 7,634 億円）を請求した（以下「2017 年 1 月請求」という）。この 2017 年 1 月請求では、2016 年 3 月一部請求の際に当社が留保したとおり、日立及び HPA が支払義務を負う金額が 48,200 百万南アフリカランドを大幅に上回ることを示すべく、南ア資産譲渡に係る契約に従い、分割効力発生日時点で遡ったプロジェクト工程と収支見積の精緻化を行った。

しかしながら、両社協議による解決に至らなかったことから、当社は、上記の契約上規定された一般社団法人日本商事仲裁協会における仲裁手続きに紛争解決を付託せざるを得ない段階に至ったと判断し、2017 年 7 月 31 日、日立に対して、譲渡価格調整金等として約 90,779 百万南アフリカランド（1 ランド=8.53 円換算で約 7,743 億円）の支払義務の履行を求める仲裁申立てを行った。

南ア PJ は分割効力発生日時点において既に損失が見込まれたプロジェクトであり、上記契約に基づき MHPS アフリカ等は日立又は HPA から譲渡価格調整金等を受領する権利を有している。また、分割効力発生日直前（2014 年 1 月 31 日）の HPA の南ア資産譲渡に係る資産及び負債に含まれる損失見込額と、その時点で既に見込まれていたと当社が考える損失見込額には乖離があり、現時点で同資産及び負債について未合意の状況である。

なお、当連結会計年度末においては、上述の日立向け請求権のうち、各時点で見込まれるプロジェクト損失を基準として測定された金額を「南アフリカプロジェクトに係る補償資産」として計上している。この金額は上記仲裁申立てにおける請求の一部である。



## 連結持分変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び数

普通株式 337,364,781 株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	20,190	60	2018年3月31日	2018年6月22日	利益剰余金
2018年10月31日 取締役会	普通株式	21,873	65	2018年9月30日	2018年12月5日	利益剰余金

(注1) 2018年6月21日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式付与 ESOP 信託、役員報酬 BIP 信託 I 及び BIP 信託 II が保有する当社の株式に対する配当金 30 百万円が含まれている。

(注2) 2018年10月31日取締役会の決議による配当金の総額には、株式付与 ESOP 信託、役員報酬 BIP 信託 I 及び BIP 信託 II が保有する当社の株式に対する配当金 59 百万円が含まれている。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	21,876	65	2019年3月31日	2019年6月28日	利益剰余金

(注) 2019年6月27日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式付与 ESOP 信託、役員報酬 BIP 信託 I 及び BIP 信託 II が保有する当社の株式に対する配当金 55 百万円が含まれている。

### 3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 485,400 株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程で、信用リスク、流動性リスク、市場リスク（為替リスク、金利リスク、株価の変動リスク）に晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っている。

## (1)信用リスク管理

当社グループの「営業債権及びその他の債権」、「契約資産」、「その他の金融資産」のうち償却原価で測定する金融資産及び金融保証契約については、顧客等の信用リスクに晒されている。

当社グループは取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行い信用状況を把握する体制としており、取引先の信用補完のため、一部の取引先との取引においては担保の供出を受けている。また、信用状取引や貿易保険等の活用により信用リスクの低減を図っている。単独の顧客に対して、過度に集中した信用リスクは有していない。

なお、預金及びデリバティブは、いずれも信用度の高い金融機関との取引であることから、それらの信用リスクは限定的である。

連結財政状態計算書に表示されている「営業債権及びその他の債権」、「契約資産」については、常に全期間の予想信用損失と同額で損失評価引当金を測定している（単純化したアプローチ）

## (2)流動性リスク管理

当社グループでは、買掛金、借入金、及び社債が流動性リスクに晒されているが、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理している。

当社グループは、運転資金、設備資金については、まず、営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分について必要な資金を、主として銀行借入や社債発行により調達している。

また、当社グループでは、資金調達の一つ的手段として、債権流動化契約による営業債権の現金化を行っている。

なお、当社グループは、信用度の高い銀行との間で未実行のコミットメントライン契約を締結している。一部の銀行借入の約定は、特定の財務比率及び純資産の一定水準の維持を要求している。

## (3)市場リスク管理

### ①為替リスク管理

当社グループは、グローバルに事業を展開しており、為替の変動に起因したリスクに晒されている。為替リスクはすでに認識している外貨建債権債務及び将来の仕入・販売などの予定取引から生じる。

当該リスクに対し、当社はナチュラルヘッジの考え方により、同一通貨の債権と債務をバランスさせて保持することで為替変動のリスクをヘッジすることを基本方針としているが、必要に応じて一部の外貨建債権債務や予定取引については先物為替予約や通貨スワップ契約を利用している。

先物為替予約は主として、外貨建の営業債権および営業債務に係る為替変動リスクをヘッジする目的で使用している。また、通貨スワップ契約は外貨建の借入金等、決済までの期間が比較的長期に渡る金融負債に係る為替変動リスクをヘッジする目的で使用している。

デリバティブ取引は、内部管理規定に基づき実需の範囲内で行うこととしており、投機的な取引は行わない方針である。なお、一部の為替予約取引及び通貨スワップ契約についてはキャッシュ・フロー・ヘッジを適用している。

### ②金利変動リスク管理

当社グループは、変動金利の借入金を有しており、金利変動リスクに晒されている。このうち、長期のものの一部について、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用している。なお、金利スワップ取引にはヘッジ会計を適用しており、キャッシュ・フロー・ヘッジを採用している。

### ③株価の変動リスク管理

当社グループは、主に他社との関係の強化・維持を目的として取引先等の企業の株式を保有しており、株価の変動リスクに晒されている。主として他社との協業など事業運営上の必要性から保有するものであるため、当該企業との取引関係等に応じて定期的に保有状況の見直しを図っている。

## 2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりである。

	帳簿価額 (百万円)	公正価値 (百万円)
金融負債：		
社債	205,000	207,354
長期借入金	289,989	291,460

本表には、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は含めていない。

また、市場性のある社債の公正価値は市場価格によっている。市場性のない社債及び長期借入金の公正価値は、同一の残存期間で同条件の借入を行う場合の金利に基づき、予測将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより算定している。

### 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社の所有者に帰属する持分	4,262円24銭
基本的1株当たり当期利益	301円95銭

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項なし。

### その他の注記

#### 重要な訴訟

- (1) 2017年7月31日、当社は、南ア資産譲渡に係る譲渡価格調整金等として約90,779百万南アフリカランド（1ランド=8.53円換算で約7,743億円）の支払義務の履行を求める仲裁申立てを株式会社日立製作所に対して行った。（詳細は連結財政状態に関する注記6. 南アフリカプロジェクトに係る補償資産を参照）
- (2) 2014年1月、当社は、株式会社商船三井から、当社の建造した船舶の海難事故に伴って被った損害の賠償を求める訴訟を提起された。その後、保険会社、荷主及び共同運航者等からも同様の訴訟を提起されている。これに対し、当社は、2016年3月に、株式会社商船三井に対し、同社の要請を受けて実施した当該船舶の同型船の船体構造強化工事の請負代金の支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中である。当社は、当該船舶に製造物責任法上の欠陥はなく、また、当社に不法行為責任はないものと考えており、当該訴訟において当社の正当性を主張していく。
- (3) 2017年10月、当社及び連結子会社である三菱日立パワーシステムズ株式会社（以下「MHPS」という。）は韓国東西発電株式会社（以下「東西発電」という。）から、MHPSが供給した蒸気タービン発電設備の試運転中に発生した、焼損事故による不稼働損失にかかわる損害賠償を求める仲裁を韓国商事仲裁院に申し立てられた。東西発電の主張は、当該焼損事故はMHPSの故意・重過失により生じたものであり、当社及びMHPSは契約上及び韓国法上、損害賠償責任を負うというものである。これらに対し当社及びMHPSは、MHPSには故意・重過失はなく、契約上、MHPSの責任は限定される旨主張していく。

株主資本等変動計算書 2018年4月1日から2019年3月31日まで

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計
						特定事業再 編投資損失 準備金	固定資産 圧縮 積立金	特別 償却 準備金	繰越利益 剰余金	その他 利益 剰余金 合計	
当期首残高	265,608	203,536	2,661	206,197	66,363	46,890	55,047	1,738	445,337	549,013	615,377
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	-	△12,548	△12,548	△12,548
会計方針の変更を反映した当期首残高	265,608	203,536	2,661	206,197	66,363	46,890	55,047	1,738	432,788	536,465	602,829
当期変動額											
特定事業再編投資損失準備金の取崩						△22,715			22,715		-
固定資産圧縮積立金の積立							22,122		△22,122		-
固定資産圧縮積立金の取崩							△2,686		2,686		-
特別償却準備金の取崩								△445	445		-
剰余金の配当									△42,064	△42,064	△42,064
当期純利益									96,061	96,061	96,061
自己株式の取得											
自己株式の処分			△142	△142							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	△142	△142	-	△22,715	19,436	△445	57,721	53,996	53,996
当期末残高	265,608	203,536	2,518	206,055	66,363	24,175	74,483	1,293	490,510	590,462	656,826

	株主資本		評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計		
当期首残高	△2,542	1,084,641	79,095	△724	78,371	1,969	1,164,983
会計方針の変更による累積的影響額	-	△12,548	-	-	-	-	△12,548
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2,542	1,072,093	79,095	△724	78,371	1,969	1,152,434
当期変動額							
特定事業再編投資損失準備金の取崩		-					-
固定資産圧縮積立金の積立		-					-
固定資産圧縮積立金の取崩		-					-
特別償却準備金の取崩		-					-
剰余金の配当		△42,064					△42,064
当期純利益		96,061					96,061
自己株式の取得	△16	△16					△16
自己株式の処分	164	21					21
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△6,870	△1,253	△8,123	△182	△8,306
当期変動額合計	148	54,002	△6,870	△1,253	△8,123	△182	45,696
当期末残高	△2,394	1,126,095	72,225	△1,977	70,247	1,787	1,198,131

## 個 別 注 記 表

### 重要な会計方針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1)有価証券

関係会社株式(子会社株式及び関連会社株式)・・・移動平均法による原価法

其他有価証券

時価のあるもの・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの・・・・・・移動平均法による原価法

##### (2)たな卸資産

商品及び製品・・・・・・移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品・・・・・・個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品・・・・・・移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、ただし一部新造船建造用の規格鋼材については個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用している。

##### (2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用している。

##### (3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1)貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上している。

##### (2)保証工事引当金

工事引渡後の保証工事費の支出に備えるため、将来の保証費用を個別に見積り、計上している。

##### (3)受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、未引渡工事のうち当事業年度末で損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上している。

なお、受注工事損失引当金の計上対象案件のうち、当事業年度末の仕掛品残高が当事業年度末の未引渡工事の契約残高を既に上回っている工事については、その上回った金額は仕掛品の評価損として計上しており、受注工事損失引当金には含めていない。

##### (4)事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生の見込額を計上している。

##### (5)係争関連損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、その発生の見込額を計上している。

(6)株式給付関連引当金

役員及び幹部級管理職に対し信託を通じて当社株式を交付する制度により、当事業年度末において対象者に付与されている株式交付ポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上している。

(7)債務保証損失引当金

関係会社等に対する債務保証等の偶発債務による損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案して必要と認められる金額を計上している。

(8)PCB 廃棄物処理費用引当金

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用及び収集運搬費用の見積額を計上している。

(9)環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、その発生の見込額を計上している。

(10)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産(退職給付信託を含む)の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上することとしている。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 平成 30 年 3 月 30 日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年 3 月 30 日)を適用している。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

## 会計方針の変更等

1. 有形固定資産の減価償却方法の変更

当社の有形固定資産の減価償却の方法は、従来、建物(建物附属設備を除く)以外は定率法を採用していたが、2018年4月1日より定額法に変更した。

これは、近年の事業構造改善の取り組み等により、当社の有形固定資産が概ね耐用年数内で安定して稼働する状態であることを踏まえ、資産取得により生じたキャッシュ・アウトフローを耐用年数に亘って規則的に費用として配分する方法として、定額法を用いることがより適切と判断したものである。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、売上原価が 7,057 百万円減少し、販売費及び一般管理費が 1,225 百万円減少した。この結果、営業利益、経常利益、税引前当期純利益は、それぞれ 8,282 百万円増加している。

2. 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用  
当社は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 平成 30 年 3 月 30 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年 3 月 30 日）を、当事業年度より適用している。  
この基準は、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することを要求している。  
収益認識に関する会計基準等の適用については、収益認識に関する会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首から新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を繰越利益剰余金に加減算している。  
この結果、当事業年度の期首残高は契約資産が 155,305 百万円、契約負債が 408,523 百万円、繰延税金資産が 5,491 百万円増加し、売掛金が 156,816 百万円、仕掛品が 60,961 百万円、流動資産の「その他」が 3,288 百万円、買掛金が 22,845 百万円、前受金が 430,888 百万円、受注工事損失引当金が 2,511 百万円、繰越利益剰余金が 12,548 百万円減少している。  
また、当事業年度の売上高が 4,184 百万円、売上原価が 3,531 百万円増加し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益は、それぞれ 652 百万円増加している。

## 表示方法の変更

### （貸借対照表）

1. 「税効果会計に係る会計基準」の一部改正の適用に伴う変更  
「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日）を、当事業年度より適用し、繰延税金資産は「投資その他の資産」の区分に表示し、繰延税金負債は「固定負債」の区分に表示する方法に変更している。
2. 保証工事引当金の表示方法の変更  
保証工事引当金（前事業年度 19,156 百万円）の表示方法は、従来、貸借対照表上、買掛金又は未払費用に含めて表示していたが、他の勘定科目と合算して表示するよりも、個別に表示する方が、表示上の明瞭性を高めるため、当事業年度から、保証工事引当金（流動負債 7,737 百万円、固定負債 9,491 百万円）として表示している。
3. 環境対策引当金の表示方法の変更  
環境対策引当金（前事業年度 7,505 百万円）の表示方法は、従来、貸借対照表上、固定負債の「その他」に含めて表示していたが、他の勘定科目と合算して表示するよりも、個別に表示する方が、表示上の明瞭性を高めるため、当事業年度から、環境対策引当金（固定負債 7,077 百万円）として表示している。

## 貸借対照表に関する注記

1. 減価償却累計額  
有形固定資産の減価償却累計額 1,130,527 百万円
2. 保証債務  
金融機関借入金等に対する保証債務
 

三菱重工航空エンジン(株)	20,000 百万円
社員（住宅資金等借入）	12,397 百万円
(財)日本航空機エンジン協会	5,271 百万円
三菱原子燃料(株)	4,200 百万円
その他	14,422 百万円
計	56,292 百万円
3. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）
 

短期金銭債権	73,129 百万円
長期金銭債権	17,148 百万円
短期金銭債務	650,202 百万円
長期金銭債務	3 百万円
4. MRJ の納入時期変更に係る偶発債務  
 当社は MRJ の量産初号機の引き渡し予定時期を 2018 年半ばから 2020 年半ばに変更する旨を 2017 年 1 月に公表し、納入時期について既存顧客との協議を継続している。  
 今後、MRJ の納入時期の顧客との協議結果等により追加の負担が発生し、将来の財政状態及び経営成績に影響が生じる可能性がある。
5. その他  
 当社及び株式会社日立製作所（以下「日立」という。）は、2014年2月1日（以下「分割効力発生日」という。）に両社の火力発電システムを主体とする事業を、当社の連結子会社である三菱日立パワーシステムズ株式会社（以下「MHPS」という。）に分社型吸収分割により承継させ、事業統合を行った。  
 上記事業統合の一環として、南アフリカ共和国における日立の連結子会社であるHitachi Power Africa Proprietary Limited（以下「HPA」という。）等が2007年に受注したMedupi及びKusile両火力発電所向けボイラ建設プロジェクト（以下「南アPJ」という。）に関する資産・負債並びに顧客等との契約上の地位及びこれに基づく権利・義務を、HPAから当社の連結子会社であるMitsubishi Hitachi Power Systems Africa Proprietary Limited（以下「MHPSアフリカ」という。）が譲渡を受けた（以下「南ア資産譲渡」という）。

南ア資産譲渡に係る契約については、当社は契約締結の時点で既に大きな損失が発生する見込みを認識し、その旨を日立に表明していた。そのため、同契約においては、分割効力発生日より前の事象に起因する偶発債務及び同日時点において既に発生済みの請求権につき日立及びHPAが責任を持ち、分割効力発生日以降の事業遂行につきMHPS及びMHPSアフリカが責任を持つことを前提に、分割効力発生日時点で遡ったプロジェクト工程と収支見積の精緻化を行い、それに基づき最終譲渡価格を決定し、暫定価格との差額を調整する旨を合意している。

2016年3月31日、当社は、日立に対して、上記契約に基づき、最終譲渡価格と暫定価格の差額（譲渡価格調整金等）の一部として48,200百万南アフリカランド（1ランド=7.87円換算で約3,790億円）をMHPSアフリカに支払うように請求した（以下「2016年3月一部請求」という）。この2016年3月一部請求では、当社は、南ア資産譲渡に係る契約に従い日立及びHPAが支払義務を負う金額が48,200百万南アフリカランドを大幅に上回っており、追加で請求する権利を留保する旨を日立に明示的に通知していた。



また、2017年1月31日に、当社は日立に対し上記2016年3月一部請求を含む譲渡価格調整金等として89,700百万南アフリカランド（1ランド=8.51円換算で約7,634億円）を請求した（以下「2017年1月請求」という）。この2017年1月請求では、2016年3月一部請求の際に当社が留保したとおり、日立及びHPAが支払義務を負う金額が48,200百万南アフリカランドを大幅に上回ることを示すべく、南ア資産譲渡に係る契約に従い、分割効力発生日時点に遡ったプロジェクト工程と収支見積の精緻化を行った。

しかしながら、両社協議による解決に至らなかったことから、当社は、上記の契約上規定された一般社団法人日本商事仲裁協会における仲裁手続きに紛争解決を付託せざるを得ない段階に至ったと判断し、2017年7月31日、日立に対して、譲渡価格調整金等として約90,779百万南アフリカランド（1ランド=8.53円換算で約7,743億円）の支払義務の履行を求める仲裁申立てを行った。

南アPJは分割効力発生日時点において既に損失が見込まれたプロジェクトであり、上記契約に基づきMHPSアフリカ等は日立又はHPAから譲渡価格調整金等を受領する権利を有している。また、分割効力発生日直前（2014年1月31日）のHPAの南ア資産譲渡に係る資産及び負債に含まれる損失見込額と、その時点で既に見込まれていたと当社が考える損失見込額には乖離があり、現時点で同資産及び負債について未合意の状況である。

当社は、当事業年度末において、4,100億円の貸付をMHPSアフリカに対して行っている。

#### 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高  
売上高 205,547 百万円  
仕入高 199,583 百万円  
営業取引以外の取引高 34,881 百万円
2. 投資有価証券評価損  
投資有価証券評価損には、関係会社株式の評価損 129,690 百万円が含まれている。
3. 事業構造改善費用  
事業構造改善費用はアセットビジネスに係る再編関連費用である。

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数  
普通株式 801,903 株

#### 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は関係会社株式に対する一時差異であり、繰延税金負債の発生の主な原因は固定資産圧縮積立金である。

## 企業結合に関する注記

当社は、当社 100%出資子会社である菱重ファシティー & プロパティーズ株式会社（以下、「菱重 F & P」という。）との間で吸収合併を以下のとおり実施した。

### 1. 合併の目的

菱重 F & P は、2018 年 7 月 1 日付で、同じく当社 100% 出資子会社である MHI ファシティーサービス株式会社に対して、同社の工場・施設管理事業を会社分割して関連する資産・負債の移管を行い、菱重 F & P に残置した資産（社宅・寮、賃貸物件他）と負債について当社に吸収合併させるものである。

### 2. 合併する相手会社、合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、合併相手会社である菱重 F & P は解散した。

### 3. 合併に係る割当ての内容

当社 100%出資子会社との合併であるため、本合併による株式割当その他の対価の交付は行っていない。

### 4. 合併する相手会社名称、事業内容

名称	菱重ファシティー & プロパティーズ株式会社
事業内容	工事建屋の付帯設備等及び福利厚生設備等の維持管理等

### 5. 合併の時期

2018 年 7 月 1 日

### 6. その他

本合併に伴い、当事業年度において特別利益として抱合せ株式消滅差益 773 億円を計上している。

## 収益認識に関する注記

当社は、製品の販売及び工事の実施・役務の提供を行っている。

#### ・製品の販売

顧客が当該物品に対する支配を獲得する物品の引渡時点において主として履行義務が充足されると判断しており、通常は物品の引渡時点で認識している。

#### ・工事の実施・役務の提供

契約で約束した財又はサービスに対する支配を契約期間に亘り顧客へ移転するため、履行義務の完全な充足に向けての進捗度に基づき収益を認識している。進捗度は、履行義務の充足を描写する方法により測定しており、主に、一定の期間に亘り履行義務の充足のために発生したコストが、当該履行義務の充足のための予想される総コストに占める割合に基づき見積っている。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	三菱航空機株式会社	所有 直接 86.99%	MRJ の製造 役員の兼任	追加出資 (注 1)	170,000 百万円	関係会 社株式	54,170 百万円
				資金の貸付 (注 2)	65,000 百万円	関係会 社長期 貸付金	348,000 百万円
				資金の回収	160,000 百万円		
子会社	Mitsubishi Hitachi Power Systems Africa (Pty) Ltd.	所有 間接 75.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注 2)	80,000 百万円	関係会 社長期 貸付金	410,000 百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 当事業年度において貸倒引当金戻入額 60,046 百万円を計上している。

(注 2) 貸付金の利率については、市場金利を勘案し、決定している。

### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額                      3,563 円 57 銭  
1 株当たり当期純利益                    286 円 18 銭

### 重要な後発事象

該当事項なし。

## その他の注記

### 重要な訴訟

- (1) 2017年7月31日、当社は、南ア資産譲渡に係る譲渡価格調整金等として約90,779百万南アフリカランド（1ランド=8.53円換算で約7,743億円）の支払義務の履行を求める仲裁申立てを株式会社日立製作所に対して行った。（詳細は貸借対照表に関する注記5. その他を参照）
- (2) 2014年1月、当社は、株式会社商船三井から、当社の建造した船舶の海難事故に伴って被った損害の賠償を求める訴訟を提起された。その後、保険会社、荷主及び共同運航者等からも同様の訴訟を提起されている。これに対し、当社は、2016年3月に、株式会社商船三井に対し、同社の要請を受けて実施した当該船舶の同型船の船体構造強化工事の請負代金の支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中である。当社は、当該船舶に製造物責任法上の欠陥はなく、また、当社に不法行為責任はないものと考えており、当該訴訟において当社の正当性を主張していく。

以上